

Title	中世歌合諸本の研究(一) : 正治二年十月一日仙洞当座歌合について・附校本
Sub Title	Study of medieval poetry contest records (1) : the Sento-toza poetry contest of Shoji 2. 10. 1, with edited text
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1997
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.32 (1997.) ,p.217- 261
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000032-0217

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世歌合諸本の研究(一)

——正治二年十月一日仙洞当座歌合について・附校本——

佐々木孝浩

はじめに

歌合という和歌作品の一形式は、組み合わせられた歌の勝敗を決しその判定理由が付されるという点において、その時々の人達の和歌観を探り歌壇の趨勢を伺うのにこの上ない資料であると言える。そうした研究上の価値は中古中世を問わないことながら、この二つの時代の歌合研究にはその基盤的な面での大きな差異が存している。それは言うまでもなく証本の有無の違いである。十巻本・二十巻本の歌合類従の存在は、未完成のまま終わったにせよ、今なお計り知れない恩恵を研究者に与え続けている。これに対し中世に数多く催された歌合は、全き本文

の現存するものも決して多くはなく、しかも絶対的な証本を有するものは極めて少ないのが現状であり、そのことが中世歌合研究に与えた障害は決して少なくないであろう。無論その障壁に怯むことなく、多くの先人によって中世歌合に関する優れた研究の蓄積がなされていることは、私たちの良く知るところだが、平成三年刊の『中世歌合伝本書目』(明治書院)の「あとがき」に、「中世歌合の総合的研究が、基礎的な部分も、内容にかかわる部分も、ひどく立遅れていることは、多くの研究者の痛感するところであった」と記されているのもまた事実である。とはいっても、同書が伝本を整理するのみならず、各歌合の参考文献まで付して提示し、『新編国歌大観』第五巻、並

びに第十巻において、現存する歌合の信用に足る伝本が翻刻されるに至り、より深くより細緻に中世歌合の研究を行うこと出来る基盤が漸くに整ってきたのである。

稿者はその驥尾に付して、特に諸伝本の現存状況の整理と、それらの本文の成立と流伝の過程を考究することを目的とした書誌学的研究を中心に、中世歌合の基礎的かつ総合的な調査研究を目指すものである。しかしながら、個々の歌合の研究無くして、総合的研究への飛躍も叶わず、当面は一つ二つの歌合の研究に終始することとなるが、継続的に行うことにより、少しでも目標に近づきたいと考えている。

その第一歩として、最初に対象とするのは、『正治二年十月一日仙洞当座歌合』である。これには格別な理由があるわけではなく、先に本歌合を対照とした拙稿「後鳥羽院歌壇成立期における一問題―正治二年十月一日歌合の代作説をめぐって―」（『国文学研究資料館紀要』22、平9・3）における簡略な伝本整理の不備を、一刻も早く補訂したいとの考えによるものではあるが、本歌合は小さいながらも、その本文成立に、歌合に特徴的な問題を孕んでおり、今後の研究の一指標になる可能性のある作品であることは注目してもよいように思う。

一 概要

先ず最初に、旧稿で述べた私見の紹介を兼ねて、『正治二年十月一日仙洞当座歌合』の概要を整理し、本稿で具体的な検討を行う上での基礎としておきたい。

正治二年（一二〇〇）という年は、特にその後半から、猛烈な勢いで後鳥羽院が本格的に和歌活動を始めた年であり、⁽¹⁾現在確認できる院主催及び出詠の歌合に限ってみても、次の年表形式の一覧⁽²⁾の如く、ほぼ毎月一二度は催されていたことが判明するのである。

七月〔六日〕 北面歌合 三題「松契多年・水辺月・初見紅

葉」〔後鳥羽院御集一四七五―七（続古今七〇一「水辺月」）・

続古今集一六七九、公経「水辺月」・明題部類抄〕

七月十八日 当座歌合 三題「関路月・故郷虫・門田稻花」

〔御集一四七八―八〇（夫木抄五〇三二「門前稻花」⁽³⁾、一四二

七四「故郷虫」）・夫木抄五〇三八―四〇、通親、範光、通具、

一四九八三、雅経（以上「門田稻花」題歌歟）、同五八六〇

長房「故郷虫」〕

八月一日 新宮歌合 三題「社頭祝・池上月・野辺虫」

〔御集二四八一〜三・明日香井集一〇二三〜五・夫木抄五六

三一、範光（元年とあり、「野辺虫」題歌歟）、一〇八五四、

季景（元年とあり、「池上月」題歌歟）

九月三十日 後鳥羽院当座二十四番歌合《現存》 三題

〔月契多秋・暮見紅葉・暁更聞鹿〕

十月一日 当座三首歌合《現存》 三題「初冬・嵐・枯野

朝・夕漁船〕

同日 当座二首歌合 二題「社頭霜・東路秋月」

〔御集二五〇〇〜一・明日香井集一〇四二〜三・定家反故懐

紙^③「社頭霜」・明月記〕

十月十一日 新宮当座歌合 五題「社頭夕風・海辺霞・古

寺郭公・杜間月・山時雨」〔御集一五〇二〜六（十一月）と

あり）・明月記〕

十月十二日 内大臣通親家影供歌合 二題「初冬・時雨」

〔拾愚二四〇五〜六・明月記〕

十月 仙洞十人歌合《現存》 十題「神祇・若草・

落花・菖蒲・時鳥・浦月・山嵐・暁雪・水鳥・庭松〕

十一月七日 二条殿新宮歌合 三題「紅葉残梢・寒夜埋火・

海浜重夜」〔御集一五〇七〜九・拾遺愚草二四一八〜九（統

千載六九五「寒夜埋火」）・明月記〕

十一月八日 内大臣通親家影供歌合 三題「暮山雪・古寺

月・朝遠望」〔御集一五一〇〜一・明日香井集一〇四七〜九・

隆信集（新大観四卷）二二八・明月記・無名抄〕

十二月二十六日 内大臣通親家影供歌合 三題「暁尋千鳥・山

家如春・海辺歳暮」〔御集一五二六〜八・明日香井集一〇五

〇〜二・玉吟集二五九四〜六（夫木抄六七六九「暁尋千鳥」）・

拾玉集四一六九〜七一・新古今集七〇四〜五有家、寂蓮「海

辺歳暮」・続古今六八三、讃岐「海辺歳暮」〔万代集一五二

七・雲葉集八八〇）・明月記〕

これに普段のあるいは熊野への道すがらの歌会や、「正治百首」等の特別な催しも加わるわけで、院周辺の歌人達は、在位中は詠作も殆どしなかつた院に、和歌への興味を抱くように仕向けたのではあろうけれども、一旦火の付いた院の好奇心は止まるところを知らず、自分たちも想像しなかつた程に、ある種狂躁的な、それこそ和歌漬けと言つても過言ではない濃密な日々を過ごしていたのである。また同時に、その一つ一つの催

しは、院歌壇を形成するための基礎作業であると同時に、最終的な構成員を決定するための振り分け試験でもあった。各々の歌会・歌合の参加者を確認することは、後鳥羽院仙洞歌壇の形成を考える上で重要な意味合いを有していることは言うまでもない。また、これらの催しの歌題を確認することは、院歌壇がそれまでの伝統にどう向き合おうとしているのか、またその集団の詠み振り・歌風をどのような方向に導こうとしているか等を知るのに参考になろう。そこで、先に挙げた歌合の歌題を見渡してみると、恋題の全く無いことと、神祇関連の題が目立つことに気づかされる。恋題は初学には不向きだと考えられていたとも考えられるが、この時期の院の好みの問題であるのかもしれない。また神祇関連の題に関しては、「新宮」を冠する歌合が多いのと密接な関係があるはずで、和歌の道ひいては自身の治める世の繁昌を祈念する意味合いがあるであろうが、ここでこれらの問題に深入りする余裕も余力もない。取り敢えず、ここで対象とする十月一日歌合も歌題については、結題ばかりで、かつ恋題がない点など、この年の一連の歌合と同様な傾向を有するものであったことを確認しておきたい。

それでは、本歌合の特徴は何かというと、簡単に纏めてしま

えば、後鳥羽院が定家の力量をより詳しく知りたいが為に行った催しであるということであろう。草創期の後鳥羽院歌壇最大の催しであった「正治二年百首」は、最も色濃く歌壇への参加許可試験的な意味合いを有していたが、更にその前段階の関門である、出詠歌人の選択を巡って一悶着あったことはあまりにも有名で、贅言を要さないであろう。ともかくも、父俊成の愁訴によって歌人の数に加えられた定家の百首の出来映えは、「殊叶^ニ叡慮^ニ」(『明月記』八月二十八日条)うものであった。

八月から九月にかけては院を始め多くの歌人が未だ百首を詠作中であったこともあつてか、歌合が催されたことは確認できず、百首後に初めて定家が後鳥羽院に見えたのは、九月三十日の院当座歌合のことであつた。この歌合についてもいざれ検討したいので詳細は省くが、参加者は院の他通親・忠良(献詠のみ)・积阿(俊成)・隆信・相模・讃岐・長明等十六名で、俊成が題を献じた、三題二十四番からなる催しで、各々評定せよとの命ながら通親の意見が幅を利かせ、俊成が勝負を定め、定家が召されて判詞の執筆を行っている。定家はこの夜の出来事と感想を翌日に手紙に認め義弟西園寺公経に送ったが、佐藤恒雄氏によつて紹介された⁷⁾その書状に、執筆の召しに預かったことを

「面目身に過ぎ、恐惶極まりなく候ふなり」と記しているように、判執筆の命は院の定家への並々ならぬ関心を示しているのである。

そして翌日、『明月記』に拠ると、未時頃参内し、程なく参院した際には何の予告もなく、大炊殿の式子内親王の所へ参じて昏黒に退出し、帰宅途中に六条辻を過ぎた辺りで、院より御教書が届き、御会を行うから直ぐに参れとの命で、定家はこの日二度目の参院をした。直ぐに題が出され（出題者不明）たので詠進し、歌合として結番されたと聞いたところに、急に家長を通じて召しがあり、小御所に参上したところ、「カ、ル所へ参入、所存無^レ憚可^レ申、不^レ申者無^ニ其詮、以^ニ汝所存^ニ為^ニ聞食、故今夜可^レ被^レ召^ニ老者」との仰せを蒙ったという。前夜は折角の衆議も皆通親を憚ってその思い通りに運び勝ちであったのを、定家は「若し後までも見る人もぞ候ふと思ひ候ひて」（定家書状）自分の意見を発言したりもしたのだが、その内容は院にとつて納得のいくものであったのであろう。そこで、定家に思い通りに発言させる為に、通親等「老者」を召さずに、歌合を催したというのである。定家はそれを聞いて、「目眩転心迷」つたと日記に記し、懐紙の反故^⑧には「ゆめにて候はんたにめてたき

こと」と綴っている。

院の命を受けて、衆議判の形式は採りながらも、定家が「大略定申」し、また仰せにより前夜に引き続き判の執筆も行っている。この日のことを定家は「極以為^ニ面目^ニ」（明月記）、「あまりにうれしく」「いのちもあやうきほとにおほえ候」（懐紙反故）等と書き遺しているが、この感激は後鳥羽院にも確かに届いていたであろうし、この後暫く院と定家の蜜月時代が続いていくことからして、この夜の定家の活躍に院も十分に満足したのであろう。三番共に、そして引き続き行われた二題の歌合でも、御製に負けがなかったことを、定家は「為^ニ冥加^ニ」、「為^レ悦」（明月記）等と喜んでいるが、それは定家の力量を認めつつある院にとつても喜ばしいことであつたであろう。

後鳥羽院歌壇の草創期に催された本歌合は、『新古今集』に一首も撰ばれることもなく、僅かに『新統古今集』にされるのみで、当時も今も決して高い評価を受けた歌合ではないが、以上のように、前夜の歌合と共に、後鳥羽院と定家が急速に親密度を増していく過程を伺わせる資料として注目される存在なのである。

二 作者の問題

この歌合の伝本を研究する上で些か問題となるのが、代作に関する問題である。この件についても旧稿で検討しているが、その後の知見も加えて改めて概説しておきたい。

本歌合中の藤原隆祐歌二首と藤原宗長歌一首の計三首が、歌合に不参加であるはずの藤原雅経の家集『明日香井集』に、^{〔仙洞〕}「同歌合^{〔正治二年〕} 同十一月」との詞書で収載されている（一〇四四―六）ことから、『明月記』によって当日その場にいたことが確認できる雅経が、未だ若年である藤原家隆息の隆祐と、他に歌歴の知られない実兄宗長の代作をした可能性が高いとの見解を示されたのは、田村柳菴氏であった。^{〔9〕}

そこで旧稿では、本歌合の参加者と、『明月記』同日条に登場する人物とを併せた十四名の中で、他に正治二年中の和歌活動が確認できなかった、問題の「侍従隆祐」と「散位宗長」、そして「安成」の三名について、当歌合への参加の可能性や、参加しているとするならばその理由を問うべく、各々の伝を検討した。

その結果、隆祐はこの時点で侍従ではなかったばかりか、生

年を従来より引き下げて考えるべきで、歌合への参加は考え難いことを確認し、『明月記』に登場し、家集にも出詠歌が認められ、しかも時に侍従であった雅経こそが参加者であるべきで、「隆祐」とあるのは後の誤認であると判断した。また宗長についても、他に全く和歌活動が確認できないことから、『明月記』に登場し、正治二年中の仙洞歌会の常連でもあり、時に散位であった家長を後に誤読したものと推定した。

加えて、安成についても、同時代で唯一該当する儒者藤原成光息安成が、正治元年には成信と改名していることが『明月記』に見えることから、実在の安成が家司として仕えていた九条家の人物、特に良経あたりが借名して出詠したものと説を提示したのであった。その後、山本一氏から、慈円が建仁二年（一九一）正月二十二・二十三両日に詠んだ「当座百首」（いわゆる「二夜百首」、『拾玉集』一三〇四―一四〇三）で「学生安成」の作名を用いていること、作風からしても慈円と考えるのが妥当である旨の御教示をいただいた。「二夜百首」については、稿者の完全な見落としであったが、慈円はこの年、両度の「正治百首」以外にも、十月頃の「仙洞十人歌合」や同月十一日の「新宮当座歌合」にも参加しているように、既に仙洞歌壇

の構成員であったことは確かであることからしても、安成慈円の説はもつとも蓋然性が高いものと認められる。

しかしながら、このことを完全に証明するには、もう一点説明しておかなければならないことがある。それは、先にも述べたように、『明月記』にあつた後鳥羽院の発言に「今夜可_(不トアルベキカ)レ被_レレ

召「老者」とあることである。院の言う老者が、単に年齢を言うのか、歌人としての経歴や実力を言うのかも判らず、また年齢としても一体何歳から老者なのかは判然としないが、正治初度百首の作者選定に「老者」に限ると通親が制限を加えようとした際には、三十九歳であつた定家は若年として除かれそうになっており、またこの年の十一月八日の通親邸影供歌合では、四十歳で老少を分けて結番している（明月記）ことなどから、一応算賀の始めである四十歳ぐらいが老若の堺であるとするのが当時の一般的な認識であつたと認められよう。前日の歌合に参加していた通親（五十二歳）・俊成（八十七歳）・隆信（五十九歳）あたりが、この日召されていないのは納得できるが、四十六歳の慈円も、年齢的にもそして歌歴的にも充分に老者の域に達していたと考えられ、その慈円が参加していたのでは、院の発言には嘘があることになってしまうのである。ここからは

憶測でしかないのだが、慈円は偶然にか意図的にか院命で歌は詠じたものの、前日の忠良の様に_(出詠のみで)参院もせず、歌評定の場にも加わっていない_(なかつた)のではないか。とすれば、一応院の発言には矛盾は無くなり、_(匿名)歌合であつたので、定家も慈円の存在を憚ることもなく発言でき、院の思い通りにことが運んだのではないだろうか。但し、良経と定家が行つた「二夜百首」に触発されて、慈円も詠んだ百首での作名は定家も記憶していた可能性は高いから、名を顕わした時には定家も驚いたのではないだろうか。旧稿でも述べたが、安成歌に対する定家の評はなかなか手厳しいのである。しかしながら、院歌の判定に気を遣つたことを繰り返して日記に述べた定家は、安成に付いては日記や反故懐紙の余白でも何も発言してはいない。院の厚意に気を取られて、そこまで気が回らなかったのであろうか。無駄な憶測はここまでとするが、山本氏の御教示に感謝しつつ、現在の見解を述べてみた次第である。

以上が本歌合の作者に関する問題についての概要である。そして、安成の問題を除いて、何故雅経と家長とあるべきところが、隆祐と宗長となっているのかの理由について、旧稿では、作者表記が「公経卿」等とあることから、現在まで伝わった本

文が、仙洞に保管されたであろう正本に由来するものではないこと、また現存する伝本の内に、作者を数カ所欠落したものがあり、それが現存諸本の共通祖本が既に有していた瑕瑾である可能性が高いことなどから、作者表記が不完全な歌合参加者の手控え本に、後人の手で、例えば雅経を指して「侍従」とのみ記されていたものに、誤認によって「隆祐」と加えられた一本が、現存諸本の直接的な祖本となったものとの憶説を提示した。

その後、やはり山本一氏より、見落としていた京都府立総合資料館蔵の一本の存在を御教示いただき、加えて未見ながら今一本の存在にも気付くに至ったので、先の仮説の当否の再検討を含めて、当歌合の現存伝本の書誌学的考察を次に行ってみた。

三 現存伝本

旧稿では、『中世歌合伝本書目』に掲載の五本を対象としたが、今回対象となるのは七本（内一本未見）である。先ず、各々の書誌を記し、続いて後で考察する本文以外の特徴について検討してみたい。

書陵部蔵御所本『歌合類聚 五ヶ度』（五〇一・五一五）本

〔江戸前期〕写

合一冊〔略称「書」〕

袋綴。浅黄色地苔色七五桐散文刷表紙（二八・二×二〇・八糎）。左肩の松葉色地金泥竜文刷題簽（一六・〇×三・五糎）に靈元天皇宸筆で「歌合類聚 五ヶ度」とある。料紙はやや厚手の斐楮交漉紙。墨付全四〇丁。遊紙前後各一丁。每半葉二二行、歌一行書。「調合〔為兼卿家歌合〕」・「正治二年十月一日歌合 當座」・「〔住吉社三十五番歌合〕」・「調合文永二年七月廿四日」・「歌合正安四年六月十一日」を合写。奥書識語なし。藍色不番紙あり（後述）。本文全一筆。印記「図書／寮印」（第一丁才右上・方朱）。「正治二年十月一日歌合 當座」は、墨付八丁、字面高さ約二二・四糎（歌一首目、以下同じ）。

同じ組み合わせの伝本は他に無く、『図書陵典籍解題 続文

学篇』に「流布の少ない歌合を入手順に集成したものであらう」と記される。「調合〔為兼卿家歌合〕」は、書陵部蔵御所本『類聚歌合 十二ヶ度』（五〇一・五五三）の他、刈谷市立刈谷図書館と今治河野美術館の両小沢蘆庵本『歌合集』（後述）、及び『群書類従』とその転写本と目される東京大学国文学研究室蔵

『歌合類纂』が知られる。同じ御所本でも、「十二ヶ度」本との異同は少なくなく、結論は詳細な検討の後に出すべきであるが、直接の書承関係は認めがたいようである。「住吉社三十五番歌合」は他に京都府立総合資料館蔵『正治歌合』が存するのみ。

「調合 文永二年七月廿四日」は孤本であり、「歌合 正安四年六月十一日 當座」は、永

青文庫（歌合部類（一〇七・三六・七）の内）と東大史料編纂所（和学講談所旧蔵、四一三一・四二）の蔵本の他に、『群書類従』と東大國文研『歌合類纂』が確認できる程度である。確かに何れも比較的伝本の少ない歌合ばかりであり、部分的にでも同じ組み合わせを有するのは、本書の書写年代より後の大規模な歌合集成である蘆庵本と群書類従の他は、京都府立総合資料館蔵『正治歌合』があるのみであるが、後述するように書陵部本と京資本とは直接的な書承関係は想定できない。また、収載の歌合は成立順ともなっておらず、「入手順に集成」されたとする推測の蓋然性は高いと言えよう。また、本書の外題は靈元院宸筆であり、万治四年（一六六一）正月に禁裏本が焼失したことに伴う大規模な書写活動¹²の中で写されたものの一つであると思われる。「入手順の集成」が、何時行われたのかは問題だが、このことについては後に検討してみたい。

なお、本伝本は、活字本『続群書類従』（当該巻は明治43年9月刊）で校合本となっており、¹³ 続類従原本の欠く二カ所の作者名を補う等、十カ所程度の校訂に用いられている。

藤井隆氏蔵岸本由豆流旧蔵本

〔江戸前期〕写

一冊〔略称「藤」

袋綴。薄茶色表紙（二七・〇×一九・八糎）。外題は左肩に打付書で「正治二年歌合」（本文別筆力）とある。表紙右下に「廿九」と朱書。料紙はやや薄手で鳥の子様の斐楮交漉紙（見返し・遊紙は紙質異なる斐楮交漉紙。やや後力）。墨付九丁。遊紙前後各一丁。字面高さ約一九・九糎。每半葉一〇行、歌一行書。内題「正治二年十月一日歌合 當座」。後遊紙裏右下に「きしもと／なかまさ」と墨書（本文別筆）。同筆異本注記一箇所あり。各丁上部に付箋の痕跡あり。見返し右肩に藤井氏筆の書誌事項を記した薄青色の唐紙風小紙片を貼付。印記は①「越川珍藏」（一丁才右下・長方朱）、②「岸本家蔵書」（①の上・長方朱）、③「朝田家蔵書」（①の左・長方朱）、④「藤井文庫」（③の左・長方朱）。

単独の伝本は本書のみ。岸本由豆流（一七八八〜一八四六）の旧蔵（蔵書印②③）で、筆跡も確かでかつ品格ある上質の造本であり、何れ由緒ある家等で書写されたものと考えられる。蔵書印③「越川珍藏」は、位置からして由豆流以前のものかとも思われるが、その主は不明である。また「きしもとなかまさ」も、その名字からすると由豆流の縁者と考えられるが未勘である。蔵書印④は現蔵者藤井隆氏の印。

今治市河野美術館蔵「歌合集」（二二三・九五八）本

〔安永八・九年〕小沢蘆庵令写・寛政二年小沢蘆庵再校

合一冊（略称「河」）

袋綴。渋刷毛引布目表紙（二七・四×一九・七糎）。外題は

左肩に打付書で「経房家歌合 建久六年正月（廿七（朱））／當座

歌合 正治二年十月（廿八（朱））」とある。料紙楮紙。墨付全六

四丁（扉含む）。遊紙なし。每半葉一二行、歌一行書。内題

「民部卿家哥合 建久六年 正月廿日」、「正治二年十月一日歌合

當座」。扉題「経房家歌合 建久六年」、「當座歌合 正治二年十

月」。奥書は、「民部卿家哥合」の末に、

庚戌冬十一月再校以朱書入 蘆庵

「正治二年十月一日歌合」の末に、

庚戌冬霜月廿四日再校以朱書入 蘆庵

との校合識語がある。蘆庵筆本文書入れ（朱筆）・余白考証書入れ（藍筆）あり。蘆庵識語・書入れ、及び表紙朱番号の他は全一筆か。『歌合集』全二六冊中の第九冊目。印記「紅梅／文庫」（「経房家歌合」扉左下・方朱）。

「正治二年十月一日歌合」は、墨付九丁。字面高さ約二一・七糎。

久曾神昇氏蔵小沢蘆庵本「歌合集」の内

〔安永八・九年〕小沢蘆庵令写・寛政二年小沢蘆庵再校

一冊

村上忠順旧蔵。卷末に校合識語「庚戌冬霜月廿四日再校以朱

書入 蘆庵」。合写なし。刈谷市立図書館蔵三一冊と別れた一

八冊の内。全四九冊中の第二〇冊目（表紙注記に拠る）。未見。

小沢蘆庵本歌合集に付いては、大取一馬氏「蘆庵本の歌書等について」（『龍谷大学論集』423、昭58・10）に詳しい。同論文に拠りつつ概説すると、蘆庵は安永八九年（一七七九、八〇）

頃に歌合の集成を目指して、弟子達をも動員して歌合の書写と校合を行い、刈谷市立図書館と久曾神昇氏とに分蔵される本来一具であった村上忠順旧蔵の四十九冊、今治河野美術館蔵紅梅文庫旧蔵の二十六冊、龍谷大学図書館蔵写字台文庫旧蔵の十冊、京都女子大学国文学研究室蔵の四冊（元は五冊）等の歌合集を残した。これらは各々重複が認められ、それらに同じ書写奥書や校合識語が存しているように、蘆庵は同じ歌合を何組も書写させ、蘆庵自身が校合を行い識語を記したのである。蘆庵の目指した歌合集の全き姿は、やはり大取氏が紹介された、紅梅文庫・谷山茂氏旧蔵の、蘆庵自筆本の写しと考えられる「歌合部類目録」によって伺うことができる。伝来する各群、殊に量的にも大部な刈谷図書館・久曾神氏蔵と河野美術館蔵の両本は、この目録に見える年代順に並べられた百余りの歌合の内、原則的に版本『歌合部類』（初上梓は貞享二年（一六八五））に収められるものを除いたものである¹⁴。

今問題となる刈谷図書館・久曾神氏蔵と河野美術館蔵の両本は、冊数や各冊中の書写の組み合わせ等が異なるものの、書写された歌合の書目自体はかなりの一致を見せ、この当座歌合も校合識語が全く同文であるように、その関係を検討する必要がある。

あろう。所蔵者である久曾神氏は「蘆庵本歌合部類上」（『書誌学』17-5・6、昭16・2）において、「七十余部を収めた歌合四十九冊を編輯し、（中略）それが成立してから、全部を再び転写し、原本の方を村上忠順翁に贈ったやうである」と記され、また大取氏も幾つかの同一の歌合の本文を比較検討された結果、「今治本の一部は、刈谷本や龍大本の本文をもとにした写本であると考えてよからう」との見解を示しておられる。本歌合に關しても両氏の御見解の如く、河野美術館本は久曾神本を写したものである可能性もあろうが、披見したのは今治河野美術館本のみであるので、以下では同本を以て蘆庵本を代表させたい。

その河野本の外題に付された朱書きの漢数字は、現状では歌合の通し番号とはならないが、これは「紅梅文庫目録の「歌合部類」（稿者注・前出の谷山氏旧蔵目録のこと）の項に列記している書目の中、新写した写本を前から順番にふっていった番号と一致している」と大取氏が述べておられる。この目録には各歌合の頭部に、版本に収められているものは青の丸点を、新写本には赤の丸点が付されており、「建久六年正月廿日民部卿家経房家^{（歌合）}」には青の丸点が存し、大取氏の説に矛盾するの

だが、これは次の版本にも所収の「同九年五月二日後京極自——」の赤丸点と入れ替えるべきで、何れかの段階での誤認・誤写であると考えられる。

また河野本は、統類従本を底本とする『新編国歌大観』の校合本となっている⁽¹⁵⁾。後述する如く、両者は本文的に極めて近い関係にあることもあり、目立った校訂箇所は確認できないが、解題にも挙げられているとおり、底本が欠く三五番歌の作者名を補うのに用いられている⁽¹⁶⁾。

なお、十一カ所に及ぶ蘆庵の藍筆の考証書き入れは、本歌合の内容的な研究には極めて有意義なものであるが、今回は以下の検討の対象からは外すこととしたい。

書陵部蔵統群書類従巻四〇九（四五三・二）本

〔江戸後期〕写

合一冊〔略称「統」〕

仮綴。黄土色布目の叢書用後表紙（二六・七×一九・〇糎）。左肩単郭刷題簽に「續群書類聚 四百九」（巻数は手書き）とある。その右の目録題簽には、「〇（朱）／正治二年十月一日歌合／正安元年五種歌合／文和年中廿五番歌合」（本文別筆）とあり、表紙右下に貼付された小紙片には「家十」とある。料

紙は作品毎に寸法の異なる楮紙。墨付全四三丁。①「正治二年十月一日歌合 當座」②「歌合〔五種歌合〕」③「歌合後光嚴院御宇
文和之比」を合冊（各異筆）。②の後に遊紙一丁（元裏表紙）。②には小紙片が綴じ込まれているが詳細は略す。印記「宮内庁／図書印」。

「正治二年十月一日歌合 當座」は、扉（元表紙）題「正治二年十月一日歌合」（本文・目録とも別筆力）。料紙寸法二五・五×一八・二糎。墨付九丁。字面高さ約二一・八糎。每半葉一
二行、歌一行書。速筆の故かやや見消ちが多い。

『統群書類従』は、塙保己一存命の享和三年（一八〇三）に編纂の構想が公にされ、保己一死去の翌年にあたる文政五年（一八一三）に塙家から將軍家に『統群書類従目録』を献上、以後その編纂事業は保己一の子忠宝、孫忠韶と受け継がれて、未完成のままに明治維新を迎え、経済的にも継続が困難となつて、ついにその原写本が一括して明治十六年一月二十五日に塙家より宮内省に献納（実質は買上げ）⁽¹⁷⁾されている。本書はその原写本中の一冊であり、料紙の寸法や書写者が区々であることにも、諸処の秘蔵書を借覽書写してその蒐集に努めていた有様

を伺うことができよう。また、本書で合綴されている「五種歌合」の様に、温故堂・和学講談所の蔵印がある埒家旧蔵本が存する（東大史料編纂所蔵四一三一・四二）ものもあるが、本歌合は、内閣文庫や東大史料編纂所、国立国会図書館や書陵部等に分蔵される埒家旧蔵本中にも、また静嘉堂文庫に蔵される清書本中にも見出だすことはできない。因みに、本歌合は『和学講談所蔵書目録』には見えない。

なお先述の如く、当本は活字本『続群書類従』の他、『新編国歌大観』の底本となっているが、前者は校合の結果にとどまらない校訂の箇所が多く存し⁽¹⁹⁾、後者のほうが良く底本の姿を伝えていえると言えよう。

静嘉堂文庫蔵松井簡治旧蔵（松井五〇三・六）本

〔江戸後期〕写

合一冊〔略称「静」〕

袋綴。洪刷毛引表紙（秀吉の朝鮮出兵関係の記事の反故を裏紙に用いる）（二七・〇×一八・七糎）。外題は左肩に打付書で「清慎公」、また右肩中央寄りに「北静廬大人自筆校正本」と朱書。料紙は楮紙。墨付全五三丁。遊紙なし。行数は作品により区々。A「清慎公集上」（「下」の内題ナシ）、B「御堂関白集」、

C「隆房集」（首欠）、「正治二年十月一日歌合 當座」を合綴（全異筆）。Aを除く各作品の初丁の折目上部に「御堂」「隆房」「正治」（後筆）と記す。奥書は、Aの末に、「従三位行治部卿平朝臣業通」⁽²⁰⁾（校合本のもものと併せて二度記す）「永亨二年孟夏下旬／尋阿在判」「文明五年三月日／藤在判」の元奥書に続き、丁を改めて、

右清慎公集以高田文儒本謄写一校畢

天保三年初夏念四雨中北慎言記

とあり、Cの末にも、

京極黄門以自筆本

写之畢

右之奥書之本にて令書写

（二行アキ）

四条大納言隆房集

とある。印記、①「松井／蔵書」（二丁才右下・楯円朱）、②「静嘉堂珍藏」（①の上・方朱）。

「正治二年十月一日歌合 當座」（内題）は。墨付八丁（裏見返し含む）。字高約二一・〇糎。每半葉一二行、歌一行書。本文中の「暮漁舟」題は後の補筆。速筆の故かやや見消ちが多

い。一部の漢字に片仮名ルビあり。

同文庫に蔵される北慎言（一七六五―一八四八）自筆の『千慮失得』（五二八・一八・二〇三三七）の筆跡と比較すると、Aのみ慎言筆と認められ²⁰、他はBに存する朱書きの異本注記も含めて異筆であるようである。従って、表紙に「北静廬大人自筆校正本」と後筆であるのは、あくまでも外題にその名があるAのみを指すものと考えられる。背や小口を見ると、後の合綴らしき跡も存しており、残る三作品が北慎言とどのような関係にあるのかは現在のところ不明である。仮に、この一冊全体が慎言旧蔵であったとしても、彼と親交のあった岸本由豆流の旧蔵本とは本文的な交渉は認められない。

京都府立総合資料館蔵（和八三一・五一）本

〔江戸後期〕写

合一冊〔略称「京」〕

袋綴。水色地丸錦文空押表紙（二六・一×一八・七糎）。左肩題簽に「正治哥合寶治合冊」（本文同筆力）とある。料紙やや薄手の斐楮交漉紙。墨付全二一丁。遊紙なし。每半葉一一行（初半葉のみ九行）、歌一行（初一番のみ二行）書。内題「正治

二年十月一日歌合當座」、「寶治歌合」（実は「住吉社三十五番歌合（建治二年）」）。扉題「正治歌合／寶治歌合」。奥書は、

右二冊者二位法印玄旨御正筆之処

則細川家之大老長岡監物橘是知蔵

中秘之置其家臣松岡新右衛門蔵本

預居砌有之随見写者也

とある。書写奥書きである確証はない。裏見返しは「正治歌合」第一丁の書き差し反故を利用。本文全一筆か。印記、「永昌／廣漢」（扉右下・長方朱）・「京都／府図／書館」（扉中央上部・方朱）・「京図」（六才右下・楕円朱）・他に昭和三七年一二月購入を示すゴム印あり。

「正治二年十月一日歌合」は、墨付八丁半（九丁裏より「寶治歌合」）。字高約一八・七糎。同筆異本注記一カ所あり。

「永昌廣漢」なる嘉言を印とした人物は不明だが、奥書に拠れば、本書は「二位法印玄旨」即ち細川藤孝幽齋が書写した本の転写本ということになる。熊本大学附属図書館寄託永青文庫には幽齋筆本こそ現存していないものの、幽齋に仕えた佐方宗佐が筆録した「御歌書目録」²¹に、「幽齋御筆」と注記の付され

た、「一うた合 みなせ川つりどのほうじゆしどのしやうじほうじ」との一項を見出すことができる。「みなせ川つりどのほうじゆしどの」とは、「水無瀬釣殿当座六首歌合 建仁二年六月」と「建春門院北面歌合（一名法住寺殿歌合）」のことを、「しやうじほうじ」はこの「正治歌合」と「宝治歌合」のことを指すものと考えられ、この四歌合を幽齋が合写した「うた合」集が存していたことを、この記述は示しているのである。一見この本は二つの歌合のみしか納めない本書とは別のものであるようだが、ここで注意されるのは、本書の奥書冒頭に「右二冊」とあることである。これが「正治歌合」「宝治歌合」のことを指すと考えられなくもないが、むしろ「水無瀬釣殿歌合」「法住寺殿歌合」を合写した一冊と、併せて二冊と言っているのだと解するのが自然であろう。本来は二冊一組であったものが、この奥書が記されて後、離れ離れになってしまい、その一冊のみが京都府立総合資料館に蔵されることとなったものと考えられるのである。「水無瀬釣殿当座六首歌合」と「法住寺殿歌合」とが合写されたもう一冊の行方は不明であり、またこの組合せの伝本も確認できない。

また、奥書中の「長岡監物橘是知」なる人物は、代々熊本藩

家老を勤めた米田家（禄高一万五千石）の人物である。同家では家督を相続すると、藩主家の前姓である長岡姓を賜り、監物を称するのが習いで、是知は安永三年（一七七四）十二月一日父是福の隠居に伴い家督を相続、米田与七郎改め長岡助右衛門是知と称し、天明三年（一七八三）正月十五日助右衛門を監物と改め、寛政九年（一七九七）二月十五日に隠居している。²²幽齋よりかなり後の人物である。「長岡監物」なる呼称が奥書時点でのものであるならば、その時期は天明三年から寛政九年までのこととなる。是知以前のある時、幽齋筆本が藩主より米田家の当主に下賜され家宝となっていたのであろう。是知の臣「松岡新右衛門」については未調であり、またこの辺りの奥書の意味も良く判りかねるが、主家の蔵本を預かり居ることがあり、その砌に松岡自身か別な誰かが書写したというのであろうか。初半葉のみ九行、歌二行書と、ゆったり写されているのは、その親本に倣ったのであろう。

また、合写された「寶治歌合」（実は「住吉社三十五番歌合（建治二年）」）は、先述の如く、他に書陵部蔵「歌合類聚五カ度」所収のものが知られるのみである。本書は、この「住吉社三十五番歌合（建治二年）」を対象として言及されたことがあ

り、その主なものは、『中世歌合集と研究(上)』(未刊国文資料刊行会、昭43)中の「建治歌合〔住吉社三十五番歌合〕」に対する福田秀一氏担当の解題と、小林強氏「〔建治歌合〕に関する基礎的考察―歌合の呼称と本文の問題とを中心に―」(『研究と資料』23、平2・7)とである。

前者は、書陵部蔵本を底本とし、対校本たる本書の書誌を記して、「本書が「正治歌合」と共に合綴書写されていることの意味や理由も明らかでないが、書陵部本(「類聚歌合五ヶ度」)においても、本歌合は「正治二年十月一日歌合当座」(内題)の次に収められており、両本は近い関係にあるかとも思われる。但し、前述の通り漢字仮名の別や作者の位署は、両本一致しない」と述べておられる。

後者では、「(建治)歌合」の呼称の歴史を、明治以降の研究史、本歌合の詠作の他の撰集への入集状況等から検討された上で、伝存する二本の本文の異同を確認し、作者目録の有無などの形態上の相違点をも勘案して、「両本が別系統の伝本であること」を予想され、その異同が「草稿(初案)本(書陵部本?)と清書(再案)本(府立資料館本?)との違いにより生じた」と理解するのが穏当であろうと思われる」としておられる。加え

て、小林氏は、『新統古今集』に入集する三首が「宝治二年春日社歌合」との詞書を有することに注目され、「宝治」とあることが、府立資料館本の内題等と共通することから、資料館本の親本である幽齋筆本のそのまた親本が飛鳥井家伝来本である可能性を示唆された。以上は基本的に「建治歌合〔住吉社三十五番歌合〕」に関する問題であるが、こちらが飛鳥井家伝来であるならば、問題の「正治歌合」も同様ということになり、極めて注目すべき提言であると言わざるをえない。この問題に関しては、本文系統を考察する過程で改めて検証してみたい。⁽²³⁾

四 本文系統

現存諸本の書誌を確認したのに続いて、それらの本文の関係についての検討を行いたい。

このことについても、旧稿で簡単に整理しており、「五本共に祖本を同じくする関係にある」と判断した上で、「比較的書写の古い書陵部本と藤井本のみ各々独立した特徴を多く有するものの、他の三本よりはやや近い関係にあると考えられ、残りの書写年代が下る河野本・静嘉堂本・続群書本の三本はかなり近い関係にあり、しかも書陵部本や藤井本とは直系の関係には

ないものと判断できるのである」と結論している。

この考えに基本的な変化はないが、今回新たに調査した京都府立総合資料館本の位置を明らかにする為にも、全六本について、漢字仮名の当て方、改行・改頁の箇所までを含めて校合してみると、京本のみ独自の異文が目立ち、かつ漢字仮名の表記も他とかなり異なることが判明する。そもそも京本は冒頭の作者次第を有しておらず、やはり他の五本とは系統を別にするものと位置づけざるをえないように思われる。

この別系統本の存在は、参加者の手控え本が現存諸本の共通の祖本になったという、旧稿における仮説の再検証を要請するものであるといえる。そこで作成した校本を利用しつつ（末尾に附載してある）、改めて全六本の関係について詳細に検討してみたい。猶、以下では各伝本の名称は略称を用いる。

先ず、京本を除く同系五本の関係を具体的に再検討したい。この本文的に極めて近い五本を、漢字仮名の表記や改行箇所の違いに着目して強いて分けると、更に三分することができる。即ち、書本と藤本、そして残り三本とである。この書本と藤本は他の三本に比して書写が古いのだが、この三本の直接の祖本とはなれない。その理由を端的に示すならば、書本は18番歌第

四句「光をすむる」（他本「光をこむる」）、「暮漁船」題六番判詞「はしめから」（他本「はしめに」）等の独自異文があり、また藤本は、「初冬嵐」題四番右の作者表記「左衛門尉十季景」における、「藤」を意味する「十」²⁴を、同系統内で唯一「藤」としている点等である。また以上の例は、書本と藤本が互いに直接的な書承関係が無いことも示している。また一方、漢字仮名の表記の点では、書本と河・続・静三本の方が近く、半葉の行数もこの四本は十二行と共通している。これに対して、藤本は、書本に独自異文があることもあって、本文的には河・続・静三本に近いとも言えるのである。これらを勘案すると、いわば三者は何れも系図的に並列の関係にあると言え、その間を繋げていくためには、複数の写本の存在を想定せざるをえないのである。

また、河・続・静の三本にしても、詳細に検討すると、三者何れも直接的な書承関係が無いことが判明する。書写の面からすると、蘆庵本である河本がやや古いようだが、取り敢えずそれを描いて三者を比較してみたい。これは旧稿でも注目した点だが、作者表記の欠脱に注目すると、22番歌作者「女房」と28番歌作者「隆祐」を河・続本が欠き、また35番歌作者「保季」

は続本のみが欠いており、単純に考えると、河・続本は静本の親本とはなりえず、また続本は河本の親ともなりえないことになる。このことは、10番歌第三句目は書本（以下注記の無い本文は書本）が「松の音に」とあるのに対して、河・続本は「松の音も」とあり、静は「に」と読むのもやや苦しいが、「も」には見えないこと、11番歌初句「山おろしに」が、続本のみ「山おろしよ」とあること等の例からも補強できようであろう。

また、逆に作者が完備した静本を河・続本が親とすることも考えられないのは言うまでもないが、もう一例挙げれば、「初冬嵐」題三番判詞「右かやうのくふしそはんかため」を、静本は「く」を見消ちして「二」に改めているが、河・続本は書本に同じであるのである。では、河本は続本の親たりえるのであるか。ここで、注意されるのは、「枯野朝」題二番判詞「さまたかふへきにはあらねと」が、河本は「さまたた^{か歟}とふへきにはあらぬと」^ね（上の「と」見消ち）と、続本は「さまたたとふへきにはあらぬと」^{ママ}とある点である。続本は蘆庵の手が入る前の形を有しているのであり、このことは、続本は河本から直接写されたものではないものの、きわめて近い関係にあることを示しているよう。

現存本のみでその書承関係を考えるのに限界があるのは常のことながら、ここで問題となるのは、河・続本が有する二箇所の作者表記の欠落が何時から存するものであるかということである。²⁶河本にはその箇所に「本」と注記があり、少なくとも蘆庵本の親本の段階には遡ることができよう。では、近しい関係にある静本をはじめ、書や藤が作者名を完備しているのは、どういふことになるのだろうか。この二箇所は題を異にするので、問題歌の中で見えない作者を捜しさえすれば容易に補え、この欠脱を五本に共通する祖本にあったとする根拠は何処にもないのだが、先にも触れたとおり、「公経卿」等とある表記は決して正式なものではなく、やはり手控的な本を祖とすると思われる、加えて蘆庵が安易に作者を書き加えたりせず、親本を尊重した点は重視したいようにも思うのである。

それでは、この問題の鍵となる可能性もある京本はどのような性格の一本なのであろうか。先にも触れたとおり、京本は、作者次第を欠くことから始まって、4番歌第二三句「秋の名残のあはれ哉」とあるのが「秋のあはれの名こりかな」とあり、8番歌第二句「冬の梢」が「冬の木の葉」とある等、単なる誤写誤読とは思えない異文が多いのである。また漢字仮名の表記

や改行なども共通性を認めがたいなど、やはり他の五本とは祖を等しくするとは思えないのである。にもかかわらず、京本は作者次第こそ無いものの、作者表記には殆ど他本との異同は存していないのである。この作者表記が正式なものでないことは先に触れた通りであり、祖本が違うとすると、この一致は不審であると言える。

そこで、京本の解釈的に問題となる独自異文十二例を見渡し、みると、際立った異文はほとんどが和歌本文の六例中に存することに気付かされる。では残り六例の判詞中の異同はどのような性格を有しているのだろうか。以下にその箇所を列挙してみる。下が京本である。

- ① 初冬嵐・二番―下句にはかくかゝる…下句はかゝる
- ② 同・三番―おほつかなきやうには侍れと…おほつかなきやともは侍れと
- ③ 暮漁舟・五番―ことはりかなはず…ことそれかなはず
- ④ 枯野朝・一番―よはく侍にや…よはくや侍らん
- ⑤ 同・六番―なに、たかうへに…いか、たるうへに
- ⑥ 同・同―かれ行野へをみて朝の心みえ侍らぬをよみ

すへむと…かれゆく野へをよみすへむと

①は三文字欠けているが、意味的には京本の方がすつきり通る。②は京本では意味不明である。「うに」を「とも」と誤読か誤写した可能性が高い。③は意味も通るが、「はり」を「それ」と誤写したものと考えられる。④は優劣は判定しがたい。

⑤は書本も意味が通らないところで、京本は最小限の改訂が加えられた可能性が高いか。あるいは「なに、」を「何如」と考えたのかもしれない。⑥は「を」から「を」への目移りによる単純な書き落としと判断できよう。

以上の検討からすると、④を除いて、何れも誤写や改訂等に起因する異同であると思われるものばかりであり、④にしても大きな異同とは言いがたく、結果として、異なる祖本の存在を伺わせる要素は見あたらないのである。

とすると、和歌本文の異同も後人の改訂によるものなのであろうか。そのことを考える為には、他文献に見出せる本歌合歌の本文を調査する必要がある。この作業は同時に、他本の異文や異本注記等の検討を行うことにもなるはずである。

五 他出歌

それでは、現在までに確認しえた他文献に見える本歌合の歌を次に挙げて、その本文的な特徴を確認してみたい。

先ず第一次資料とでも言うべきものに、先にも触れた「定家反故懐紙」(五島美術館蔵)がある。定家は「詠初冬嵐和歌／左近衛権少将藤原定家／けふよりはふゆのあらしのた／つたかは」(9、歌合での歌番号、以下同)と、上の句迄を書きさして、余白に前夜の出来事と感想を記している。諸本は初句を「けふよりや」とし、「は」とする本は無い。

私家集に見えるのは、『拾遺愚草』『後鳥羽院御集』、そして問題の『明日香井集』である。定家自筆かそうでないにしても手沢本ではある冷泉家時雨亭文庫蔵の『拾遺愚草』⁽²⁷⁾には、「正治二年十月一日院御会当座」として、「枯野朝」題の詠のみ(大観番号二四一三三)が見えている。

あさしもの色にへたつるおもひ草

きえすはうとしむさしの、はら

(29)

第四句「きえすはうとし」とあるのは、書・京の二本である。

根幹部分は自撰かと目される『後鳥羽院御集』⁽²⁸⁾には、「同十

月一日歌合当座」として、三首共に存している(一四九七、九)。

初冬嵐

山河やいはまの水のいはねとも嵐にしるしふゆのはつそら

(6)

暮漁舟

あはれなりふたみの浦のくれ方にはるかに遠きあまのつり

船 (22)

枯野朝

思ふよりうらかれにけりなら柴やかりはの小野のあけほの、

空 (30)

6番歌第二句は諸本「いはねの水の」。22番歌初句は京のみ「あはれなる」である。

代作説の根拠ともなった問題の、雅経の孫雅有の撰になる

『明日香井集』⁽²⁹⁾にも、「同歌合 同十二月」⁽³⁰⁾として三首が並んで

いる(一〇四四、六)。

初冬嵐

これもなをあきのあはれのなこりかなみやまをろしのこの

葉ふくをと (4)

枯野朝

野辺のいろは秋をくしもにむすほ、れうらみによはるくす
のしたかせ (31)

暮漁舟

くれかゝるなみちのすゑのかすきえてこきいつるほとそあ
まのともふね (14)

4番歌第二三句「あきのあはれのなこりかな」は京本のみが一致する。14番歌は第二句末が「すゑの」となっている本は無く、第四句「ほとそ」とあるのは京本のみである。

ところで、この雅経の家集が問題となるのは、旧稿でも触れたことであるが、歌題の順が異なることと、歌合では4・14番歌の作者が右方の「隆祐」であるのに、31番歌のみが左歌でしかも作者が「宗長」とあることである。題の順については、後述の類題集がそう分類している様に、編集の段階がそれ以前に、「暮漁舟」題が季題では無いと判断したことに拠るのであろう。一方後者の問題は、この歌合からの唯一の勅撰集入集歌が関係してくる。それは、『新統古今集³⁰』の次の一首である（一七七
一）。

正治二年十月歌合に、 枯野朝

刑部卿宗長

野への色はあさおく霜にむすほほれうらみによわる葛の下

風

(31)

第二句を本行で「あさ」とする本は無いが、藤本は「朝イ」との異本注記があり、河本には蘆庵の筆で「あさ歎」とある。蘆庵は「秋」だと題中の「朝」の要素が希薄であることからこう記したのかもしれないが、藤本の方は、異本注記はこれ一カ所でもあり、『新統古今集』による校合と考えて大過ないであろう。それでは、作者の問題はどうであろうか。先に京本の書誌に関連して述べたように、本歌合と合写された「宝治歌合」は、小林強氏により飛鳥井家伝来本を祖とする可能性が指摘されている。また、小林氏は幽齋が飛鳥井家から本を借りて書写した例を確認してもおられるが、幽齋が親本の形のまま書写したのであれば、本歌合の本文も飛鳥井家本の姿を伝える可能性があることになる。本歌合に関する限り飛鳥井家伝来の証は見出せないし、また京本も二句目は「秋」とあって「あさ」ではないのは些か気にはなるものの、詞書に十一月ではなくて「十月」とあることからして、新統古今撰者雅世は、『明日香井集』からではなくて確かに本歌合から、この歌を家祖雅経の兄の勅撰初入集歌として撰んだものと思われるのである。雅世はこの歌が『明日香井集』にあることに気付かなかつたのか、それとも、

同家初の単独撰となった勅撰集に同家の歴史と伝統を刻印する為に、敢えて歌合の作者名を選択したのであるうか。

続いて類題集では、『夫木抄』一三五〇一番歌は『拾遺愚草』から、『題林愚抄』五二二二番歌は『新統古今集』からの撰歌であるので省略するが、寛永二十年（一六四三）頃の成立である後水尾院撰の『類題和歌集』⁽³¹⁾と、靈元院の発議により烏丸光栄や三条西公福等によって編纂され、享保十八年（一七三三）に浄書が完成した『新類題和歌集』⁽³²⁾に、本歌合からの撰歌を確認することができる。この二集は共に近世期の撰集である分、当時の禁裏・仙洞やその周辺に伝来した伝本の姿を垣間見させてくれる可能性があり、近世期の書写ばかりである現存諸本を考える上でも重要な資料であると言える。

『類題和歌集』⁽³⁴⁾には「冬之一」の「枯野朝」題に『新統古今集』と『後鳥羽院御集』から、「雑之五」の「暮漁舟」題で『明日香井集』⁽³⁶⁾から撰入されている他に、「正治二十一哥合」の集付で次の四首が撰ばれている。

冬之一 初冬嵐

山河やいはねの水のいはねとも嵐にしるし冬のはつそら

女房

(6)

^{冬イ}ふき来ぬと嵐につくる人はまたとはん物かは秋の故郷

範光

(2)

雑之五 暮漁舟

暮かゝる明石の浦のきりのまに嶋よりいそくあまの釣舟

安成

(13)

友舟ををのか家ちによひ侘て暮行いそのあまのもしほ火

宗長

(17)

ここで注意されるのは、2番歌初句に「冬イ」との異本注記が存することであろう。「冬」の本文を持つのは京本のみであるが、この形が孤立したものでないことを示しているのである。また17番歌第三句京本は「はひわひて」とあるが、これは注記には反映されていない。ともあれ、本行の形は書本と等しいことが確認できる。

後水尾院が用いた本歌合の伝本の素性については不明であるが、院が在位中より禁裏文庫の整理と新写による蒐書に熱心であったことは著名であり、またその書籍が明正天皇、後光明天皇の禁裏文庫へと伝えられたことも知られており、⁽³⁶⁾その内に存した本であったかもしれない。大東急記念文庫に蔵される『禁裏御蔵書目録』は慶安二年（一六四九）頃の蔵書の実態を示す

もの⁽³⁷⁾と言われているが、歌合を納めていた「冬御檐子」の目録に、「^(朱)仙洞正治二年哥合付建仁元年 撰哥合 通世筆 一冊」との記述を見いだすことができる。あるいはこの中院通世筆の「仙洞正治二年哥合」がその本かとも思われるのだが、山崎誠氏はこれを「正治二年仙洞十人歌合」と、また「建仁撰哥合」を「建仁元年新宮撰歌合」であると推定しておられる⁽³⁸⁾。同目録のやや後に「^(朱)仙洞十人歌合 一冊」ともあり、別な考え方もあるようには思われるのだが、実は同様の組合せを有する本が京都府総合資料館に蔵されているのである。この本(特八三一・五一(貴四七八))には他に「水無瀬桜宮歌合」も合写されているが、これは無関係であることの証とはならないであろう。それよりもここで注目されるのは、この本の加証識語で、通世の六代の孫である中院通茂が貞享五年(一六八八)に「此一冊自得院中納言殿通^(註)脚真翰無疑」と記していることである。同書の影印『京都府立総合資料館蔵 仙洞十人歌合他二種 神宮文庫蔵建仁歌合』(和泉書院影印叢刊73、平元・11)の解題で、山本一氏はこのことを「信じてよいかと思われるが、本文の書写年代が室町期に遡ることは確かなものの(同館の貴重書目録は「室町末期写」とする)、筆跡については未確認である(伏見宮旧蔵『短冊手鑑』(日本

古典文学影印叢刊16)所収の通世の短冊と比較すると、筆勢は似通うものの個々の字形までは一致しない」としておられるが、私に改めて短冊と比較してみると「の」の右下がりなところ等似通う点も少なくないように思われるのである。後遊紙にある「源八羽(花押)」との署名の意味を始め、同じ組合せを有する永青文庫本との関係など、この本については考えなければならぬ問題が多いが、それについては稿を改めることとしても、やはり本書と目録に見える本とは、兄弟本か親子本かともかく密接な関係にあると思われる。

では万治四年に焼失した禁裏文庫に、本歌合の伝本は存在しなかったのかというと、それも断定できかねるのである。実は、『禁裏御蔵書目録』には、「^(朱)哥合類聚 五ヶ度 一冊」との、書本の外題と同一の書名が見えてもいるのである。五つの歌合を合写していればこの名は付きうるし、また目録の本は焼失してしまったのだから、一応両者は無関係であると考えても良さそうではある。しかしながら、焼失以前の禁裏文庫本を書写した例は多いし、現在書陵部に蔵される飛鳥井雅章筆『二十一代集』(五〇八・二〇八)等は、禁裏本焼失後に雅章自身がその旨を追記している。この様な焼失以前に宮家や公家達によって

書写された本が、新たな禁裏文庫構築の為に書写されることもなかったとは言えまい。また逆に、焼失した禁裏本の親本であった諸家の蔵本が、再び書写されることもあったかもしれない。今問題とする書本を始め、御所本には殆ど書写奥書がない為、その証を掴むのは容易ではなく、憶測に憶測を重ねるのは不安が残るが、そうした視点からの検討を行う必要はあるであろう。少々迂遠な話になったが、このことに拘るのは次に検討する『新類題集』の撰集に用いられた本との関係を考えていからである。

さて、その『新類題和歌集』⁽³⁹⁾には、冬の部の「初冬嵐」題に『明日香井集』から、同じく「枯野朝」題に『拾遺愚草』から、雑部の「暮漁舟」題に『後鳥羽院御集』から撰入される他に、やはり「正治二十一歌合」の集付で、『類題和歌集』に撰歌された13・17番歌を避けて、五首が撰ばれている。

暮漁舟

とにかくに哀つもり
の浦風やみにしむくれのあまのつり舟

公経

(15)

夕日かけ空ひとつ成波ちより雲にこき出るあまの釣舟

具親

(19)

浪のうへにいつくを宿と定めてかくるれはかへるあまの釣

舟 保季

(21)

たそかれはたのまぬ舟もかへりけりをちにこかる、いさり

火の影 定家

(23)

わたの原夕日くれゆく夕なきにあともなみなきあまのつり

舟 範光

(24)

この内唯一の異文は19番歌第四句「雲にこき出る」とあるところで、歌合諸本は皆「こきいる」である。歌の調べや、「海士」に「天」を匂わす懸かり方といい、やはり「入る」の方が穏当であると思われるが、実は「入る」であるべきことの証が書本に存しているのである。そもそも先述の如く書本の外題は靈元院宸筆であり、靈元院下命の『新類題集』編纂に用いられた可能性は元々高いのであるが、この本には所々に歌の上部にやや間隔を空けて付された藍色の不審紙が確認でき、その箇所が『新類題集』に撰ばれた歌と一致しているのである。これが後追いの作業である可能性も考えられないではないが、書陵部には他にも、靈元院が外題を記し、この合点代わりに用いられた不審紙が見える歌書は少なからず存するものと思われ、やはり撰集作業の痕跡を伝えていると考えたい。⁽⁴²⁾

先に確認したように、『類題集』撰集で用いられた本と書本の関係は、禁裏文庫の歴史のみからでは割り出せない。本文の面から見ると、非常に近いことは確かだが、『類題集』の異本注記の評価の仕方、判断が変わってしまう。『類題集』の写本には異本注記を有さないものもあり、それが初稿本であるならば、両者に異同は認められないと言いうるであろう。僅か一箇所のことでもあり、早急な判定は保留しておきたいが、今後も他の歌合等での同様な例を集積して、総合的な検討を行っていきたく考える。

さて以上の検討から、改めて京本の和歌本文の異文六箇所を吟味してみよう。次がその一覧である。同じく下が京本。

- ① 2 番歌初句　　ふき来ぬと…冬きぬと
- ② 4 番歌二三句　秋の名残のあはれ哉…秋のあはれの名こり
かな
- ③ 8 番歌二句　　冬の梢を…冬の木の葉を
- ④ 14 番歌四句　　こき出る舟そ…こきいつるほとそ
- ⑤ 17 番歌三句　　よひ侘て…はひわひて
- ⑥ 17 番歌五句　　あまのもしほ火…あまの燈火

この内①は、『類題集』の異本注記と一致するのは先に確認した通りだが、この異本注記も、やはり「枯野朝」題の宗長歌に河野本が「あさ敷」と注記を付していたように、嵐が吹いて来ただけでは、題中の「初冬」の語を落とすような感じがするので、「冬」と傍記した本があったのかも知れない。京本もその様な本の影響を受けたか、あるいは同様な考えで校訂された可能性はあろう。念の為に確認しておくが、幽齋筆本の忠実な写しであるならば、時代的に見て京本が『類題集』の影響を受けることはない。また、本行は同じなのでここには掲出しなかったが、第二句目の異本注記「あらしそにつくる」も、「尔」あるいは「丹」を字母とする「に」を「所」の「そ」と誤読したことも考えられようが、この本文の方が、人が嵐に告げるより、嵐に告げられた方が、自然な歌となり、解釈しやすいであろう。⁽⁴⁾

②④は『明日香井集』と同じである。少なくとも幽齋以前の類題集等の撰集にこの両首が入集しているのは現在のところ確認できないから、これは京本が『明日香井集』によって校訂されたことを示すのであろうか。その場合問題となるのは、校訂者が作者の違いをどう認識していたのかということである。明

確な答えは出せそうにないが、少々参考になるのは、この両首がそれぞれ『類題集』と『新類題集』に撰ばれた際に、『明日香井集』を出典としているということである。本歌合歌に限って言えば、この両類題集は歌合よりも家集を尊重しており、『後鳥羽院御集』や『拾遺愚草』でも同様である。⁽⁴⁵⁾ それと同様の姿勢が、『明日香井集』の本文を尊重させた⁽⁴⁵⁾と考えるのである。当然作者の違いには気付いたであろうが、歌合の隆祐歌が三首とも一致するのならともかく、一首一致しないことはやはり不可解であったことであろう。その故もあつて作者表記の校訂にまでは及ばなかったと考えておきたい。

③は京本の形では初句「色きゆる」との対応が悪く、やはり葉が散つて色が消えるであるから「梢」とあるべきところである。⑤も京本の形では意味が取れない。「よ」と「は」は誤写もあり得よう。⑥も「燈火」でも良いようだが、「磯」とあるので「藻塩火」の方が自然である。⁽⁴⁶⁾

先の判詞中の異同の検討と併せて、京本の本文を考えるならば、他の文献と一致するもの以外は、解釈上劣った本文ばかりであり、誤写による異同と共に、後人の私意による校訂の目立つ本文であると判断することが出来るのではないだろうか。よつ

て、結論的にはやはり京本も、別祖本の存在を伝える証拠とはならないものと結論付けられよう。

ま と め

以上蕪雑な考証ばかりを積み重ねてきたが、現存の七本は祖本を同じくし、その祖本とは歌合参加者の手控的な性格の本であつたとの仮説を否定する明証は、現状では見当たらないことは確認できたのではないだろうか。またこの様な歌合の伝存のあり方は、当座でかつ隠名という形態の歌合における伝本の遣り方の一形態と言えるであろうが、それが典型と認めうるものであるのかは、今後も考究を続けていきたい。

また、ある種偶然的に伝わった歌合として、七本という残存数は、後鳥羽院歌壇で催された歌合としては決して多い数ではないが、前夜の仙洞歌合が二本しか確認できないことからすれば、決して少なくはないとも言える。しかしながら、先に確認したごとく、現存七本は何れも直接的な書承関係が認められず、それらの間を繋ぐ伝本の存在がほの見えるのであり、少なくとも近世期においてはそれなりに流布した歌合であつたと評することもできよう。そうした流布のなかで生み出されたのが京都

総合資料館本なのであろうが、その特異さのあり方は、これまで中世期の歌合伝本の流伝において一典型たりうるのかも、今後の検討を要するであろう。

さらにまた、歌合に限ったことではないが、歌書伝本の研究に、『類題和歌集』や『新類題和歌集』等の禁裏で撰集された類題集が有用な資料であることも、改めて確認できたように思う。藍色不審紙を有する御所本の検討を含めて、この面でも調査を継続していきたい。

中世歌合伝本の研究に志して日が浅く、先学の御研究への目配りも足らず、考証に不備な点多々あることは十二分に承知している。また、歌の解釈や、判詞の内容的な検討を始め言及できなかった問題もあまりにも多いが、もはや余力が無い。全ては今後の課題とさせていただきます。博雅の御批正・御教示を切に願う次第である。

本稿の乏しい結論としては、この「正治二年十月一日仙洞歌合」を研究に用いる場合には、本文的な優位性はもとより、伝来の確かさ、相対的な書写の古さ、近代以降の流布本たる続群書類従本を含む同系統の伝本の多さ、あるいは『類題集』や『新類題集』との関係の深さ等の諸点からみて、書陵部蔵御所

本を主に用いるべきであるということばかりである。

〔注〕

- (1) この時期の後鳥羽院の和歌活動の詳細については、田村柳壹氏「正治・建仁・元久期の歌壇―後鳥羽院歌壇前史―」熊野類懷紙の総合的検討と和歌史上における意義をめぐって―・〔翻刻〕正治二年後鳥羽院当座歌会(熊野類懷紙)集成〔稿〕(『新古今集とその時代』風間書房、平3)、〔熊野懷紙〕熊野類懷紙補考(『語文(日大)』88、平6・3)を参照されたい。

- (2) 『和歌文学大辞典』付録年表や注1所掲田村氏論文の年表等を参考にして作成した。歌合の呼称は基本的に典拠とした資料の名称に拠り、それに歌題と、散佚しているものは管見の範囲で確認できたその典拠を付した。なお参考の為、後鳥羽院が参加した土御門通親邸での影供歌合も加えてある。

- (3) 五島美術館蔵。三首歌合の「初冬嵐」題歌迄を書き差して、その後はその日の感懷を記した定家自筆の反故懷

紙の、端作右傍に小字で「社頭霜／神かきや秋にはあへぬくすのはも／けさおくしもにふりやいてなん」とある。書影は小松茂美氏『古筆』（講談社、昭47）、『定家様』（五島美術館、昭62）等に、翻字と論究が小島孝之氏「藤原定家の詠草覚書」（『実践国文学』17、昭55・3）に存している。

(4) 翌建仁元年（一二〇一）四月三十日から始まる後鳥羽院主催の影供歌合では、恋題が交じるのが慣例となる。

拙稿「人麿影供年譜稿―鎌倉時代篇―」（『三田国文』12、平元・12）参照。

(5) 新宮に関しては、久保田淳氏「中世和歌と「神」」（『国文学 解釈と鑑賞』52―9、昭62・9、後『藤原定家とその時代』岩波書店、平6所収）と、家永香織氏「建仁元年の後鳥羽院歌壇―『老若五十首歌合』『新宮撰歌合』を中心に―」（『文学』季刊6―4、平7・10）を参照されたい。

(6) この歌合の当日の進行状況や定家の言動等については、佐藤恒雄氏「藤原定家伝拾遺―書状二通をめぐって―」（森本元子氏編『和歌文学新論』明治書院、昭57）に詳

細である。

(7) 注6所掲佐藤氏論文。

(8) 注3で言及の反故懐紙。

(9) 「藤原雅経の和歌活動とその詠歌をめぐって―特に、建仁元年新古今集撰集下命までを中心に―」（『中世文学』22、昭52・10）。

(10) 『後鳥羽院御集』の当該歌合歌に付された、結番相手と勝負とを記した傍注によって判明する。

(11) 『図書陵典籍解題 続文学篇』（昭25）による。

(12) このことについては、田島公氏「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・古記録研究のために―」（『日本社会の史的構造 古代・中世』思文閣出版、平9）を参照されたい。

(13) 末尾に「〔右正治二年十月一日歌合以図書寮本校合〕」とある。

(14) ただし、蘆庵本中の「歌合建暦三年九月十九日」は本来「閏九月」とあるべきもので、版本『歌合部類』に存している。「閏」の欠落により別物と誤認してしまったのであろう。また歌合目録の各項目には、冒頭に新写は赤

丸、版本には青丸が付されている。青丸の付されたものの内、「同（建保）五年九月前関白家歌合」・「承久元年七月廿七日歌合」の二つは版本『歌合部類』には納められておらず不審である。「建保五年九月前関白家歌合」は蘆庵本中に存在せず、入手できなかったことと版本との誤認は関係があるのではないだろうか。「承久元年七月廿七日歌合」は久曾神氏蔵本中に存しており、これは単なる誤認であろうか。

(15) 解題中には「河野信一記念文化館本」と、今治河野美術館の旧称で記されている。

(16) 解題では他に、二二番歌の作者名を補ったことになっているが、この箇所は河野本も欠いており、大観本文も空白のままとなっており不審が残る。

(17) 『続群書類従』編纂に関しては、石井英雄氏「続群書類従の編纂刊行とその欠巻について」（『続群書類従・第三十四輯』続群書類従完成会、昭44）に拠った。

(18) 小川武彦・金井康氏編『書誌書目シリーズ16 徳川幕府蔵書目 八』（ゆまに書房、昭60）の内閣文庫蔵（二一九・一九九）本影印による。

(19) 川瀬一馬氏が「続群書類従の編纂」（『日本書誌学の研究』大日本雄弁会講談社、昭18、初出『書物展望』2・4、昭7・4）に於いて、「塙家編纂の続群書類従の志を継いで、鉛版に附せられたものは、（中略）又多少の校勘等をも加へ、続群書類従の真面目を失った点が少ない。即ち、鉛版本は一面に於いて続群書類従の一異本を提示したものに過ぎず、塙編纂の原本とは自ら別なものであると言い得る」と述べておられる。

(20) 但し、初め五葉は他筆であることが、川瀬一馬氏「北静廬」（『日本書誌学の研究』、初出『書誌学』10・3、昭13・3）に指摘されている。親本に似せようとした、あるいは時間や使用した筆の違い等に起因する差異で、すべて同筆であると見えなくもないが、五葉目最末の一行が空白になっており、この間に断絶が存することは確かである。

(21) 熊本大学法文学部国文学研究室編『北岡文庫蔵書解説目録―細川幽齋関係文学書―』（昭36）の附載翻刻による。なお、同目録に記載があることは、後で触れる小林強氏「〔建治歌合〕に関する基礎的考察―歌合の呼称と

本文の問題とを中心に―(『研究と資料』23、平2・7)で既に言及されている。

(22) 細川藩政史研究会編『熊本藩史年表』(昭49)に拠る。

(23) なお、小林氏は、『新編国歌大観第十卷』(角川書店、平4)中の「住吉社三十五番歌合(建治二年)」に対する大取一馬氏との共同執筆の解題でも、「現存の両本は、形態面から推して、同一祖本からの派生であるとは考えにくく、それぞれ伝来経路を異にしたものと考えられ、誤写等に起因する本文上の不備も両本ともに認められ、誤写以外の本文異同自体も、一概に「草稿」―「清書」という観点からだけでは、互いの優劣を判断し難い場合が多い」と述べておられる。

(24) 前稿でも記したが、速筆の名残ではないかと考えられる。省筆の為の宛字としては「参議」を「三木」と書く例等が馴染みがあるが、「十」は管見の範囲では他に例を知らない。

(25) 「に」が「よ」に読み誤られることは珍しくないが、続本ははつきり「よ」で、素直に写すと「に」には戻らない。

(26) 続本35番歌作者は河本が欠いているため、続本書写の段階で生じたものと考えたい。

(27) 『冷泉家時雨亭叢書9』の影印による。時雨亭文庫蔵本の影印による公開と研究の進展に伴い、従来定家筆と称されてきたものの再検討が要請されており、この『拾遺愚草』についても叢書の解題を担当された久保田淳氏は、「定家の典籍書写にしばしば見られるごとく、ここでも定家の書風に酷似した字を書くその側近の者が定家の綿密な指示の下に書写したのち、定家がそれを点検し、校訂したのではないかという見方も可能である。本書解題者と共にこの本の調査に当った藤本孝一氏はそのような考えておられる」と述べておられる(解題は叢書8、朝日新聞社、平5)。

(28) 『私家集大成 中世Ⅱ』の書陵部蔵本(五〇一・六三九)翻刻による。同系統の今治河野美術館蔵室町末写文明十七年奥書本(一一八・八九四)、歌会や歌合の歌を部類した列聖全集本系の西尾市立図書館岩瀬文庫蔵応長元年奥書本(七二・九)等で確認したが異同は無い。

(29) 『私家集大成 中世Ⅰ』の日本大学図書館蔵飛鳥井雅

親筆本(九一一・一四八 A九三)翻刻による。雅康の本奥書を有する国立歴史民俗博物館保管高松宮旧蔵本(る函二三二)でも、この箇所異同は無い。なお、詞書に「十一月」とあるのは、ある段階で十月一日を意味する「十一」が月のことと誤認されたことによるのであるうか。

(30) 書陵部蔵吉田兼右筆二十一代集本(五〇一・一三)による。同蔵飛鳥井雅章筆二十一代集本(五〇八・二〇八)や正保版本等も確認したが、この歌に異同は無い。

(31) 同集の成立については、三村晃功氏「後水尾院撰『類題和歌集』の成立―夏部の視点から―」(『光華女子大学研究紀要』28、平2・10、「中世類題集の研究」(和泉書院、平6)に収録)を参照した。同論文によれば、「類題集」夏部は「二八明題集」「統五明題集」「明題和歌全集」の類題集に、これらの類題集に未収録の諸歌集―私家集・私撰集・定数歌・歌会歌・歌合―を加えて撰集されている」とされる。これは他の部にも敷衍して考えられようから、先行類題集に撰入されていない本歌合も、直接に撰ばれたと考えて良いであろう。後水尾院ならば

に後述する靈元院の和歌活動に関しては鈴木健一氏「近世堂上歌壇の研究」(汲古書院、平8)を参照されたい。

(32) 同集の成立については、三村晃功氏「新類題和歌集」の成立―「公事」部の視点から―(『光華日本文学』2、平6・7)を参照した。同論文に、「新類題集」が「公事」部の例歌を蒐集する際に、原拠資料に直接あたって採録したことは、ほぼ間違いないと言っているのでないだろうかとあるが、このことは他の部にも敷衍できることであろう。

(33) 注12所掲田島公氏論文を参照されたい。

(34) 慶應義塾図書館蔵元禄十六年出雲寺和泉掾刊本(丁・二A・三七七)による。国立歴史民俗博物館保管高松宮旧蔵写本(六冊本、ミ函六一)も確認したが特に異同は無い。

(35) ただし第五句目「あまのとも舟」とある。

(36) このことについても注12所掲田島公氏論文を参照されたい。

(37) 福田秀一氏「大東急記念文庫蔵『禁裡御蔵書目録』について」(『かがみ』6、昭36・8)。同書の引用は「大

東急記念文庫善本叢書・近世篇11 書目集』(汲古書院、昭52)による。

(38) 「禁裡御藏書目録考證稿(三)」(『国文学研究資料館調査研究報告』11、平2・3)。

(39) 慶應義塾図書館蔵正親町家旧蔵本(一一六・九三・一四)による。『新類題集』には少なからぬ伝本が存し、巻立や冊数なども区々である。架蔵本の他、陽明文庫蔵の二本(近・五四―一)(近・一四四―一)を確認したが、この部分には特に問題となる異同は無い。ところが、高知県立図書館山内文庫本(ヤ九一―一一二)には15番歌初句が「暮かゝる」とある。これは歌合14番歌の初句であり、編集作業上での誤りである可能性が高い。山内本は草稿的な本の姿を伝える可能性もあろう。

(40) 『建仁元年二月八日十首和歌』に「旅泊春曙」題の「明けわたるゆらのみなとや霞して雲にこき入るあまのつり舟」(60)という、下句が全く同じ秀能歌が存しているのだが、この具親歌の影響を受けている可能性もあろう。猶、同歌は『如願法師集』では「(正治二年二月八日和歌所当座御会に)」との詞書で納められている

(41) 第三句「かすむらむ」。和歌所の設置は建仁元年七月であるから、この詞書は不審である。

(41) 本書にはやはり「住吉社三十五番歌合」や「歌合正安四年六月十一日」にも不審紙があるが、これも『新類題集』當座撰入状況と一致しており、また同様のことが『院当座歌合正治二年九月』(外題『歌合廿四番』靈元院宸筆、五〇一・五二二)でも確認できた。この他御所本『明日香井集』(五〇一・一〇〇)を始め不審紙の存するものは多く、今後も検討を続けていきたい。

(42) 『新類題集』は「類題和歌集にもれたる題歌又は題のみありて哥なき」ものや、既に存する題でも歌数が五首より少ないものを補うことを目的として編纂されたもの(陽明文庫蔵(近・五四―一)本烏丸光栄跋文)である。撰集資料となった本であれば『類題集』既入歌にも何らかの印があつても良いようにも思われるが、『類題集』と突き合わせつつ撰歌したのであれば、それは不要であろう。また、注37所掲の福田氏論文で、元禄頃の禁裏本の様子を伺わせる資料かとされる、書陵部蔵『歌合目録』(二〇二・一二八)に見える「歌合類聚 五ヶ度 二」(冊)

との記述は、外題が宸筆であることを示す朱合点も無く、二冊とあることも不審ではあるが、あるいは書本が元禄年中には書写されていたことを示すものかもしれない。であるとするならば、宝永正徳の頃から始められた(光栄跋)『新類題集』の編纂に充分間に合うものと言える。

(43) 陽明文庫蔵写本(近八一・一)には、二箇所の異本注記が無い。

(44) 書本等の形で試みに現代語に訳すと、「(音が激しくなつて)吹いて来たねと嵐に告げるような人は再び訪れたりしないものだ(枯れ野となった)秋の故郷を」とでもなるか。京本の本行なら初句が「冬が来たね」となるか。京本の異本注記を活かすと「冬が来た」と嵐が告げている。人は再び訪れたりしないものだ(枯れ野となった)秋の故郷を」と訳せるか。

(45) 『類題集』「初冬嵐」題のみ作者「女房」のまま後鳥羽院歌が撰ばれている。

(46) この他にも、12番歌五句「気色にそしる…氣しにに」、22番歌初句「あはれ也…あはれなる」等の異同もあるが、単純な誤写と考えて検討の対象とはしなかった。

*翻刻を許可下さった宮内庁書陵部、貴重な資料の閲覧をお認め下さり、また閲覧に際して御高配に与った藤井隆氏をはじめ今治河野美術館・静嘉堂文庫・京都府立総合資料館の担当各位、ならびに貴重な御助言を賜った山本一氏にあつく御礼申し上げます。

《追記》 脱稿後、田村柳壹氏が「二人の左馬頭親定―後鳥羽院が身を「やつす」ということ―」(『和歌文学の伝統』角川書店、平9)の注で、拙稿の安成良経説に触れられた上で、慈円の可能性が高いことを指摘しておられること、『国文学解釈と教材の研究』(42―13、平9・11)の特集「新古今とそれ以後」中の、唐澤正実氏「新古今時代の題詠をめぐる諸問題―「枯野朝」の場合」と片山享氏「新古今和歌集とそれ以後…研究展望」で、拙稿の安成良経説に言及されていることに気付いた。改めて己の不明を恥じ、謹んで安成は慈円の作名である可能性が高いと訂正させていただきたい。

《附載校本》

凡例

一、本校本は書陵部蔵御所本『歌合類聚 五ヶ度』（五〇一・五一五）所収の「正治二年十月一日歌合 當座」を底本として作成したものである。底本選定の理由は本文中に記した通りである。

一、底本の翻字並びに比較した本の異同箇所（翻字については、なるべく原本のおもかげをとどめるように努めたが、改めた箇所は以下の通り）。

- 1、漢字の字体に付いては現今通行の字体に統一した。
- 2、校合本の見消ちについては、その結果の形で表示し、「く」見消ちで「一」に改める」の如く、文章で表示した。
- 3、次の様な例には記号を用いて示した。
 - ・ 迎え読んだ文字…「く」
 - ・ 文字のあるべきところが空白の箇所…□
 - ・ 明らかな誤写や書き落としの箇所…（ママ）
- 4、朱筆で書かれた箇所には、「（朱）」の如く表示した。

一、翻字の改行は底本のままとし、改頁の箇所には「㊦（表丁）」「㊧（裏丁）」を付した。

一、歌には通し番号を付した。続群書類従本を底本とする『新編国歌大観 第五卷』の番号との異同はない。

一、異同の存する箇所には、底本文の右傍に、異同箇所の通し番号を意味する漢数字を付し、下欄にその番号と、異同を示すのに必要なだけの底本文を摘記し、「…」の記号で繋いで、比較した各本の、摘記した底本と同じ箇所を掲げた。

一、異同を示すのに用いた、比較本諸本の略号は以下の通り。

- ・ 藤井隆氏蔵本……………「藤」
 - ・ 今治河野美術館蔵『歌合集』所収本…「河」
 - ・ 書陵部蔵続群書類従原本……………「続」
 - ・ 静嘉堂文庫蔵『清慎公集』合綴本…「静」
 - ・ 京都府立総合資料館本……………「京」
- 一、校合については、見やすさを考慮し、以下のような例はその対象とはしなかった。
- 1、筆者の単純なミスなどに拠ると思われる、補入・見消ち・重ね書き。
 - 2、送り仮名・濁点・ルビの有無。

- 3、仮名遣いの違いとそれに伴う注記（例「いふにも」「ふ」を見消し右傍に「う歟」と注記）。
- 4、基本的に別字でも訓が同じでしばしば同様に用いられる字（例「舟・船」、「哥・譌・歌」）。
- 5、題や勝負付などの文字の大小。
- 6、続群書本は「ゝ」又は「ら」とあるべきところが、一部「し」としか読めない箇所があったが、書写者の書き癖と認定して、迎え読んだ。

正治二年十月一日歌合 当座

題

初冬嵐 暮漁舟 枯野朝

作者次第不同

公経卿 春宮亮範光

散位保季 侍従隆祐

安成 女房

能登守具親^二 左衛門尉藤季景

左近少将定家 散位鴨長明

散位宗長 前大和守公景

判者^注 衆議 判執筆 定家^一

一番 初冬嵐

左 公経卿

1 冬こもるねやに嵐の音^三さえてあはれ住うき柴のかりいほ

右勝 春宮亮範光

2 ふき来ぬとあらし^五につくる人はまたとはん物かは秋の故郷

左 哥優にきこえ侍れと右^六とはん物かは秋のふる

一 作者次第不同 前大和守公景…ナシ (京)

二 具親…貞親 (統)

三 音さえて…音さして (河)

四 ふき…冬 (京)

五 あらしに…あらしに^そ (京)

六 右…右哥 (京)

郷と侍^七ことによろしく侍れは勝へし

七と侍^七ことに…と侍りとに(続)

二番

左持

散位保季

3 秋の色を梢のよそになしはてて昨日にかはる山嵐のかせ

右

侍従隆祐

4 これも猶秋の名残のあはれ哉深山をろしの木のは吹音^八

左哥はいとよろしく侍を下句^九にはかくかゝる哥は侍

にや右も木のはふく音といひはてたるきゝよからす

侍れはなすらへて持とす

三番

左持

安成

5 いつしかと梢にかはるあらし哉庭には秋をよそになかめて

右

女房

6 山川やいはねの水のいはねともあらしにしるし冬の初空

左下句^{一〇}すこしおほつかなきやう^{一一}には侍れと心はたか

ひ侍らし右かやうのくふ^{一二}しそはんかためくたす詞ふるき

よろしき哥の中には侍れとおほくは恋の哥にや

八名残のあはれ…あはれの名こり(京)

九下句にはかくかゝる…下句はかゝる(京)

一〇下句すこし…下句す〔こ〕し(河(注

記朱)・静・京)

一一やうには…やともは(京)

一二くふし…一ふし〔く〕見消ちで〔二

に改める〕(静)、一ふし(京)

いふにもきこえ侍らん冬の初空もすこしめつらしくや
侍らん持とす

四番

左勝 能登守具親^三

7 暮はてし秋はかたみにのこるかははらは、はらへ末の松風

右 左衛門尉十季景^{四本}

8 色きゆる冬の梢をさひしとや嵐も今朝は庭にうつれる

左 哥よろしく聞え侍るうへに右の哥色きゆると

うち出たるき、ならはすや侍らん以左為勝

五番

左持 左近権少将定家

9 けふよりや冬のあらしのたつた川嶺のにしきは波のまにく

一六(ママ) □ 散位鴨長明^一

10 冬きぬとしらする嶺の松の音に寢覚夜ふかき大原の里

みねのにしき紅葉にこそは侍らめとさるもの、あらん心やら

ん松の音も嵐にこそはと聞え侍れはいつれもおほつかなくや

よりて為持^九

一三具親…貞親(続)

一四^本…藤(藤)・十^{本マ}(河)・ナシ(京)

一五梢…木の葉(京)

一六□…右(藤・河・続・静・京)

一七松の音に…松の音も(河・続)

一八さるもの、…さるものと(京)

一九為持…持とす(京)

六番

左勝

散位宗長

11 山^{二〇}おろしに秋のあはれや残るらんけふもかなしき夕くれの空

二〇山おろしに…山おろしよ(続)

右

前大和守公景

12 昨日より秋は初瀬の山里と今朝の嵐の気色^三にそしる

二一気色に…氣しに^(ママ)(京)

左哥殊めつらしきふしは侍らねとことはつゝきは

なたらかなるにや侍らん右哥はつせの山里しゐて

たかふへきにはあらねと聞ならばすや侍らん』

仍以左為勝

一番 暮漁舟^(天まのママ)

左勝

安成

13 暮かゝる明石の浦のきりのまに鳴よりいそくあまのつり舟

右

隆祐

14 くれかゝる浪路の末に数^三きえてこき出る舟^三そあまの友舟

左哥嶋よりいそく^{二四}きゝつきてや侍らん仍以左為勝

二番

左勝

公経卿

二三数きえて…数きして^{(え敷(朱))}「し」見消ち

(河)・数さして(続)

二三舟そ…にそ(続)・ほとそ(京)

二四きゝつきてや…きし^{(ま敷(朱))}つきてや「し」

見消ち」(河)

15 とにかくにあはれつものうら風やみにしむくれのあまのつり舟

右

公景

16 夕霧にみえみ見えすみ釣舟をこき行末も消にける哉」

夕霧に見えみ見えすみつり船なといへる事心す

くなくやあはれつもの浦風やなといふなるさまに

侍れは勝とすへくや

三番

左勝

宗長

17 友舟ををのか家路によひ侘て暮行磯のあまのもしほ火

右

長明

18 わたの原しつむ夕日にこきかけて光をすむるあこのうき舟

左哥心をかしく侍にや右調しつむゆふひはよろし

からぬにや

四番

左勝

具親

19 夕日影空ひとつなる浪路より雲にこきいるあまの釣舟

右

季景

二五みえみ見えすみ…みえ見えすみ〔「見

え」の間右傍に「み」と記す〕（河）・みえ

見えすみ〔「え見」の間に小字で「み」と

記す〕（統）・みえ見えすみ〔「え見」の間

右傍に「み」と記す〕（静）

二六よひ侘て…はひわひて（京）

二七もしほ火…燈火（京）

二八すむる…こむる（藤・河・統・静・京）

二九左哥…左哥の（京）

20世をすくすをのかならひそあはれなる暮れは出るあまの釣舟

左哥はすかたかなひて見え侍うへに右哥させるとか

なければよはく侍にや左為勝

五番

左

保季

21浪のうへにいつくをやと、さためてかくるれはかへるあまの釣舟

右勝

女房三〇

22三あはれ也ふたみの浦のくれかたにはるかに遠きあまのつり舟

波のうへに宿をさためすくるれはかへらん三ことほりかな

はすや侍らんはるかにとをき海士の釣舟面影」

みえていとよろしくみえ侍れは勝とすへし

六番

左持

定家

23たそかれはたのまぬ舟もかへりけりをちにこかる、いさり火の影

右

範光

24わたの原夕日くれ行ゆふなきに跡も波なきあまのつり舟

左誦三はしめからたそかれはとをける夕暮の日とは

三〇女房：□本ノ□朱（河）・ナシ（続）

三一あはれ也：あはれなる（京）

三二ことほりかなはす：ことそれかなはす

（京）

三三はしめから：はしめに（藤・河・続・

静・京）

いひなから何事そときこゆるにやいさり火の影もさ

さへてや侍らん右哥夕日暮行夕なきとかさな^{三四}

りてきよ^{三五}よからす侍らん持とすへし

一番 枯野朝

左勝 公経卿

25 草の原露の名残もかれはて、いつくへ秋のけさはゆくらん

右 季景

26 かれはつる野へにも色のかはらぬは朝霜をける尾花なりけり

右之哥させるとかはみえす侍れと朝霜をける尾花

なりけりとすこしよ^{三六}はく侍にや左よろしく見え

侍れは勝とすへし

二番

左 具親^{三七}

27 ふみ分し跡さへ霜やまよふらんあさたつのへをたとるたひ人

右勝 隆祐^{三八}

28 わけし野、千種のはてをけさみれは心にかれぬ花の色く

左^{三九}さまてたかふへきにはあらねと野径霜なとい^{四〇}

三四かさなりて…い^かさなりて(続)

三五よからす…か^よからす(続)

三六よはく侍にや…よはくや侍らん(京)

三七具親…貞親(続)

三八隆祐…□^{本(米)}□(河)・ナシ(続)

三九さまてたかふ…さまてた^かとふ^米「と」

見消ち」(河)・さまてたとふ(藤・続・静・

京)

四〇あらねと…あら^ねと(河)・あらぬと

(続)

はん題の哥などや覺て侍らん右哥心にかれぬ
など殊におかしくは聞えねと題の心たしかに
読すへられて侍れは勝とすへし

三番

左持

定家

29 あさ霜の色にへたつる思ひ草四一きえすはうとし武蔵野四二、原

右

女房

30 おもふよりうらかれにけりなら柴やかりはのを、明ほの、空

左哥色にへたつるといへることは聞にく、や右哥

すかたよろしくみえ侍れとなら柴やかれ野と

いはんにはかなはすきこゆらん持などにや

四番』

左勝

宗長

31 野辺の色は秋四三をく霜にむすほ、れうらみによはる葛の下風

右

長明

32 見るま、にかつき四四〔え〕て行月の色を枯野、末に残すあさ霜

月の色のかつき四五えもてゆかむ事さらにあるへから

四一 きえすはうとし…きえすはうせし(藤・

河・静)・さへすはうせし(統)

四二 武蔵野、原…武蔵マの原(京)

四三 秋をく…秋明イをく(藤)・秋あは秋をく(河)

四四 き〔え〕て…きえて(藤・河・統・静)・

き(マ)にて(京)

四五 きえもて…き(マ)にもて(京)

す左させる難なきにつきて勝とすへし

五番

左

安成

33 野辺は冬思ひは秋の朝露に心を霜そ結ひすてつる

右勝

公景

34 今朝よりは千種の霜に埋れて色みし野への名残ともなし

野へは冬思ひは秋^{四六}なと上手めきたるさまにては」

侍れといふなるさまの哥^{四七}なと申へき姿ならずや侍らん

心を霜そむすひすてつる又ことなる事なきにや右

哥題の心にあひてすてかたくいひしりて侍にや

右勝とすへし

六番

左持

保季^{四八}

35 今朝みれは野への尾花は霜かれて露のしたおれかくれはもなし

右

範光

36 哀^{四九}にも千種の花は故郷とかれ行のへを見てそあさたつ

左哥今朝みれはのへの尾花は霜かれてといへる題

四六秋なと…秋のなと(藤・河・続・静)・

秋のなんと(京)

四七さまの哥なと…さまの哥なむと(京)

四八保季…ナシ(続)

四九哀にも…哀とも(続)

の心いひつくして下句いるまじきさまに侍をつゆの下

折かくれ葉もなしよしなき事をいひつゝけたる』

^{五〇} 如本 なに、たかうへにかくれはもき、ならはすや侍らん右

哥又かれ行野へをみて朝の心みえ侍らぬをよみ

すへむとかまへたる朝^{五二} 如本 たつ心字さ、へてき、にく、

侍れはなすらへて持とすへきにや

五〇 如本 なに、たかうへに…〔注記「た」の右

傍〕（藤・河）〔注記「た」右傍に「本」

とのみ〕（続・静）いか、たるうへに（京）

五一みて朝の心みえ侍らぬを…ナシ（京）

五二朝^{如本} たつ心字…〔注記ナシ〕（続・京）

（注1） 旧稿で統群本を「判者 衆議判 執筆 定家」としたが再検討すると「判者 衆議判執筆 定家」となっている。「議」と次の「判」の間は

墨継ぎがあり、「衆議」と「判執筆」の中心線は微妙にずれている。よって、底本と同じ。